

別紙 1

グルメショップ売店出店委託事業仕様書

1 委託業務名

グルメショップ出店委託事業

2 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

3 委託者名

公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下、「本協会」という）

4 委託業務内容

- (1) 管理業務・・・キッチンカー（移動式販売車）運営の総括
- (2) 準備業務・・・キッチンカー（移動式販売車）の出店準備
発電機、発電機用燃料の準備、補給及び保管
- (3) 調理業務・・・メニューの企画、仕込み、調理等
調理等に必要な器具の準備、点検、保管、衛生管理等
- (4) 販売業務・・・公園等利用者への飲食物の提供
- (5) 仕入業務・・・売店商品の仕入れ

5 出店場所

本協会が管理する公園等の指定する場所

6 出店形態

以下の条件を満たしたキッチンカー（移動式販売車）に限る。

- ① 食品衛生法第52条の規定を満たし、飲食店営業の許可を受けていること。
- ② 食品衛生責任者の資格を有する者が現場で販売管理を行うこと。

7 事業対象者

- ① 出店にかかる日程調整、許認可や関連法令順守の確認、売上管理、情報発信、管理監督など、トータルマネジメントが可能な者。
- ② 本事業の対象者はキッチンカーの運営事業について、官公庁等が主催するイベント等に出店実績がある者。
- ③ 国税、県税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していない者。

別紙 1

8 出店日及び営業時間

(1) 出店日

- ① 出店該当月の前月中旬に本協会から出店委託事業者に出店希望日調査を行い、本協会と協議の上決定する。
- ② グルメショップ売店の受託者は本協会が管理する公園等に年間24日以上出店すること。原則、24日以上出店できなかった場合は、次年度の申請を受け付けないこととする。

(2) 営業時間

原則として午前10時から午後4時まで。なお、園内の大会やイベント等の状況によって本協会から時間の延長や短縮を指示する。

9 販売品目及び価格

販売品目は本協会に対し書面で提出し本協会が許可したもののみとする。販売品目を追加する場合も同様とする。また、販売価格は市場価格を基準とし適正な価格で販売すること。

10 出店手数料及び販売手数料

出店手数料 1日1,000円。

販売手数料 売上金額（税込）に10%を乗じた額。

11 売上報告

受託者は出店の都度に売上金額（キャッシュレス含む）を本協会指定の様式に記入の上、本協会に報告すること。

12 出店にかかる経費負担

本協会は行政財産使用料を負担する。出店にかかる仕入費、人件費、交通費、光熱水費、燃料費等の出店にかかる一切の経費は受託者が負担すること。

13 事業協力

受託者は本協会がイベントや福利厚生事業、その他の事業において協力を求めたときは、受託者が本業務を遂行するに当たり支障のない範囲内で協力することとする。

14 その他事項

- ① 1回に出店できる車両は1台とする。

別紙 1

- ② キッチンカーの車内は常に清潔に保つこと。また、キッチンカーの外観やのぼり等は公園等の景観を損なわないものとする。
- ③ 天候等の条件で集客が見込めない場合、出店の有無は本協会が判断する。
- ④ 出店委託事業者に決定した後に営業する権利を他人に譲渡または再委託することはできない。
- ⑤ 食品衛生法その他の関係法令を遵守し衛生管理を徹底すること。
- ⑥ 事故、苦情等があった場合は直ちに本協会に連絡し、受託者の責任で対応すること。
- ⑦ 電力、その他販売に関わるものはすべて受託者が用意すること。
- ⑧ 営業時の呼び込みやBGMは小音量で一般の公園利用者や周辺住民等が不快に感じない範囲内とする。
- ⑨ 常に味の向上、品質管理、丁寧な接客に取り組み利用者に喜ばれるサービスの提供に努めること。
- ⑩ 出店委託事業者に決定した後に、本協会が求める条件等を満たせなかった場合、決定を取り消す場合がある。また、その取消により受託者に損失が生じても本協会はその損失を補償しないこととし、受託者は本協会に対して一切補償の請求は行わないこととする。
- ⑪ 公園内への車両の進入によって舗装等の公園施設を損傷した場合は、受託者の責任において原状回復を行うこと。
- ⑫ キッチンカー（移動式販売車）は営業時間外は公園外に移動すること。
- ⑬ 本協会は必要に応じて出店者会議を開催する。開催した場合は受託者の代表者が出席すること。
- ⑭ 出店委託事業者に決定した後に本協会と「グルメショップ運營業務委託契約」を締結すること。